

岩手県監査委員告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成20年9月5日

岩手県監査委員 中 平 均
 岩手県監査委員 工 藤 勝 子
 岩手県監査委員 菊 池 武 利
 岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
県南広域振興局花巻総合支局地域支援部	平成20年7月17日	中 平 均 谷 地 信 子
県南広域振興局花巻総合支局保健福祉環境部	〃	〃 〃
県南広域振興局花巻総合支局農林部	〃	〃 〃
県南広域振興局花巻総合支局土木部	〃	〃 〃
県南広域振興局北上総合支局地域支援部	〃	工 藤 勝 子 菊 池 武 利
県南広域振興局北上総合支局保健福祉環境部	〃	〃 〃
県南広域振興局北上総合支局農林部	〃	〃 〃
県南広域振興局北上総合支局土木部	〃	〃 〃
大船渡地方振興局企画総務部	平成20年7月29日	中 平 均 〃
大船渡地方振興局保健福祉環境部	〃	〃 〃
大船渡地方振興局農林部	〃	〃 〃
大船渡地方振興局水産部	〃	〃 〃
釜石地方振興局企画総務部	平成20年7月30日	〃 〃
釜石地方振興局保健福祉環境部	〃	〃 〃
釜石地方振興局農林部	〃	〃 〃
釜石地方振興局水産部	〃	〃 〃
久慈地方振興局企画総務部	平成20年7月9日	工 藤 勝 子 谷 地 信 子
久慈地方振興局保健福祉環境部	〃	〃 〃
久慈地方振興局農政部	平成20年7月8日	〃 〃
久慈地方振興局林務部	〃	〃 〃
久慈地方振興局水産部	〃	〃 〃
久慈地方振興局土木部	〃	〃 〃
二戸地方振興局企画総務部	平成20年7月30日	〃 〃
二戸地方振興局保健福祉環境部	平成20年7月29日	〃 〃
二戸地方振興局農政部	〃	〃 〃
二戸地方振興局林務部	〃	〃 〃
二戸地方振興局土木部	平成20年7月30日	〃 〃
岩手県花巻保健所	平成20年7月17日	中 平 均 谷 地 信 子
岩手県北上保健所	〃	工 藤 勝 子 菊 池 武 利
岩手県大船渡保健所	平成20年7月29日	中 平 均 〃
岩手県釜石保健所	平成20年7月30日	〃 〃

岩手県久慈保健所	平成20年7月9日	工藤勝子 谷地信子
岩手県二戸保健所	平成20年7月29日	〃 〃
八幡平農業改良普及センター	平成20年7月30日	〃 〃
中央農業改良普及センター	平成20年7月17日	〃 菊池武利
大船渡農業改良普及センター	平成20年7月29日	中平均 〃
久慈農業改良普及センター	平成20年7月8日	工藤勝子 谷地信子
二戸農業改良普及センター	平成20年7月29日	〃 〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

釜石地方振興局保健福祉環境部 報償費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、105,600円あったので、適正な事務の執行に努められたい。